



## 平成26年7月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成25年12月5日

上場取引所 東

上場会社名 株式会社 アルチザネットワークス  
 コード番号 6778 URL <http://www.artiza.co.jp/>  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長  
 問合せ先責任者 (役職名) 常務取締役管理本部長  
 四半期報告書提出予定日 平成25年12月12日  
 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(氏名) 床次 隆志  
 (氏名) 清水 政人

TEL 042-529-3494

(百万円未満切捨て)

### 1. 平成26年7月期第1四半期の連結業績(平成25年8月1日～平成25年10月31日)

#### (1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
26年7月期第1四半期	410	221.2	59	—	73	—	62	—
25年7月期第1四半期	127	△73.2	△133	—	△125	—	△125	—

(注) 包括利益 26年7月期第1四半期 68百万円 (—%) 25年7月期第1四半期 △125百万円 (—%)

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
26年7月期第1四半期	781.28	—
25年7月期第1四半期	△1,561.26	—

#### (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
26年7月期第1四半期	3,458	3,160	91.4	39,301.07
25年7月期	3,358	3,092	92.1	38,454.98

(参考) 自己資本 26年7月期第1四半期 3,160百万円 25年7月期 3,092百万円

### 2. 配当の状況

	第1四半期末	第2四半期末	年間配当金		合計
			第3四半期末	期末	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
25年7月期	—	0.00	—	0.00	0.00
26年7月期	—				
26年7月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

### 3. 平成26年7月期の連結業績予想(平成25年8月1日～平成26年7月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,950	83.3	150	—	165	—	143	—	1,778.01

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 無  
新規 一社 (社名) 、 除外 一社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	26年7月期1Q	95,620 株	25年7月期	95,620 株
② 期末自己株式数	26年7月期1Q	15,193 株	25年7月期	15,193 株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	26年7月期1Q	80,427 株	25年7月期1Q	80,427 株

※四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー手続は終了していません。

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本業績予想は、現在入手可能な情報から、当社の経営者の判断に基づき作成しております。従いまして、本業績予想のみに全面的に依拠して投資判断を下すことは控えられるようお願い致します。また、実際の業績は様々な要因により本業績予想とは、異なる結果となり得ることをご承知おきください。なお、業績予想に関する事項は2ページをご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. サマリー情報（注記事項）に関する事項	3
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	3
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	3
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	3
3. 継続企業の前提に関する重要事象等	3
4. 四半期連結財務諸表	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
四半期連結損益計算書	
第1四半期連結累計期間	5
四半期連結包括利益計算書	
第1四半期連結累計期間	6
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(セグメント情報等)	7
(重要な後発事象)	7

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

移動体通信分野では、LTEのサービスが世界各地で開始され、スマートフォン等多種多様なモバイル端末の普及により、移動体通信の更なる高速化・大容量化、サービス品質の向上に向けての研究開発及び設備投資が本格化しております。一方で通信品質の問題や、事業者間による加入者獲得競争、国内端末メーカーの事業撤退等もあり、今後も通信事業者及び通信機器メーカーの競合状況は一層の激化が予想されます。

また、固定通信分野におきましても光ファイバを中心としたブロードバンドサービスが進展し、IP化に伴うサービスの融合化が加速しております。スマートフォン等の普及によるネットワークトラフィックの増加により、ネットワークの負荷低減に向けた投資も行われており、ネットワークの更なる高速化・大容量化が求められております。

これらの技術や新サービスの導入に伴い積極的な研究開発投資が見込まれる一方で、サービスの低価格傾向は定着しており、通信各社の研究開発及び設備投資は選別的な姿勢が継続されるものと予想されます。

このような状況の中、当社グループでは、以下の営業、マーケティング及び研究開発活動を行いました。

- (i) LTE-Advancedに対応する製品の開発及び販売
- (ii) LTEに対応する製品の開発及び販売
- (iii) LTEに対応する商材開拓及び販売
- (iv) 中国、韓国、欧州、中東、北米等の海外市場におけるLTE対応製品の市場開拓及び販売
- (v) WiMAXに対応した製品開発・商材開拓及び販売
- (vi) 第3世代移動体通信対応製品販売
- (vii) 次世代ネットワークに対応した製品開発・商材開拓及び販売
- (viii) 通信分野における新事業に向けたマーケティング及び研究開発

その結果、当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の売上高は以下のとおりとなりました。

(モバイルネットワークソリューション) 367,952千円 (前年同期比267.1%増)

当セグメントの売上高は、367,952千円となりました。LTE対応製品の売上に加え、LTE-Advancedに対応する製品の販売を行いました。WiMAX対応製品の売上も増加し、前年同期比で大幅な売上増となりました。

(IPネットワークソリューション) 42,818千円 (前年同期比55.0%増)

当セグメントの売上高は、42,818千円となりました。イーサネットサービス向けのフィールドテスト用途の「サービススタ」の販売が前年同期比で増加したことによるものです。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高410,771千円 (前年同期比221.2%増)、営業利益59,917千円 (前年同期は133,616千円の営業損失)、経常利益73,657千円 (前年同期は125,092千円の経常損失) となり、四半期純利益62,836千円 (前年同期は125,567千円の四半期純損失) となりました。

### (2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は2,927,997千円であり、前連結会計年度末に比べ53,414千円増加いたしました。主な内訳は、現金及び預金が27,593千円、商品及び製品が42,853千円増加し、売掛金が29,412千円、原材料及び貯蔵品が26,287千円減少したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は530,759千円であり、前連結会計年度末に比べ46,688千円増加いたしました。投資その他の資産が36,206千円増加したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は281,075千円であり、前連結会計年度末に比べ33,561千円増加いたしました。賞与引当金が20,319千円、その他の負債が28,114千円増加し、買掛金が20,872千円減少したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は3,160,867千円であり、前連結会計年度末に比べ68,048千円増加いたしました。利益剰余金が62,836千円増加したことが主な要因であります。

### (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

最近の動向を踏まえ、平成25年9月5日に公表いたしました平成26年7月期の連結業績予想を本日修正しております。詳細につきましては、別途公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. サマリー情報（注記事項）に関する事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動  
該当事項はありません。
  
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用  
該当事項はありません。
  
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示  
該当事項はありません。

## 3. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、平成23年7月期、前連結会計年度（平成25年7月期）において、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。こうした状況により、将来にわたって事業活動を継続するとの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。しかしながら、財務面に支障はないものとして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載には至っておりませんでした。

一方、当第1四半期連結累計期間においては、営業利益を計上しておりますが、重要事象等の存在を完全に解消するには至っておりません。当該事象を解消するため、前連結会計年度に引き続き収益構造の改善、販売管理費の削減、研究開発テーマの絞込み等を実施し、更なる業績の改善を図ってまいります。資金につきましても、当第1四半期連結会計期間末時点での現金及び預金の残高は、1,931,822千円であり、財務面に支障はないものと考えております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載には至りませんでした。

4. 四半期連結財務諸表  
 (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,904,228	1,931,822
売掛金	457,193	427,781
商品及び製品	362,284	405,137
仕掛品	440	6,909
原材料及び貯蔵品	105,749	79,461
その他	44,687	76,884
流動資産合計	2,874,582	2,927,997
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,554	8,206
車両運搬具(純額)	2,987	2,713
工具、器具及び備品(純額)	97,229	108,209
有形固定資産合計	108,771	119,128
無形固定資産	21,998	22,122
投資その他の資産	353,301	389,508
固定資産合計	484,071	530,759
資産合計	3,358,654	3,458,757
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	187,073	166,200
未払法人税等	—	6,000
賞与引当金	21,157	41,476
その他	39,282	67,397
流動負債合計	247,513	281,075
固定負債		
資産除去債務	11,440	11,472
その他	6,881	5,342
固定負債合計	18,322	16,814
負債合計	265,835	297,889
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,359,350	1,359,350
資本剰余金	1,500,547	1,500,547
利益剰余金	755,636	818,472
自己株式	△515,124	△515,124
株主資本合計	3,100,410	3,163,246
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△14,379	△10,451
為替換算調整勘定	6,787	8,071
その他の包括利益累計額合計	△7,591	△2,379
純資産合計	3,092,818	3,160,867
負債純資産合計	3,358,654	3,458,757

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書  
 (四半期連結損益計算書)  
 (第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)
売上高	127,873	410,771
売上原価	41,155	128,040
売上総利益	86,717	282,731
販売費及び一般管理費	220,333	222,813
営業利益又は営業損失(△)	△133,616	59,917
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,257	13,260
為替差益	5,409	325
その他	99	597
営業外収益合計	8,767	14,183
営業外費用		
支払利息	16	12
消費税差額	226	430
営業外費用合計	242	443
経常利益又は経常損失(△)	△125,092	73,657
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△125,092	73,657
法人税、住民税及び事業税	570	10,900
法人税等調整額	△94	△78
法人税等合計	475	10,821
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△125,567	62,836
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△125,567	62,836

(四半期連結包括利益計算書)  
(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△125,567	62,836
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	787	3,928
為替換算調整勘定	△806	1,284
その他の包括利益合計	△19	5,212
四半期包括利益	△125,586	68,048
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△125,586	68,048
少数株主に係る四半期包括利益	—	—



(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成24年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		四半期連結損益計算書 計上額(注)
	モバイル ネットワーク ソリューション	I P ネットワーク ソリューション	
売上高			
外部顧客への売上高	100,243	27,629	127,873
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	100,243	27,629	127,873
セグメント利益又は損失(△)	△142,575	8,959	△133,616

(注)セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年8月1日至平成25年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		四半期連結損益計算書 計上額(注)
	モバイル ネットワーク ソリューション	I P ネットワーク ソリューション	
売上高			
外部顧客への売上高	367,952	42,818	410,771
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	367,952	42,818	410,771
セグメント利益	47,641	12,275	59,917

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年11月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条及び平成25年10月29日開催の第23期定時株主総会決議に基づき、当社取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしました。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を目指すことを目的として、当社取締役及び従業員に対し、次の要領により新株予約権を有利な条件をもって割当てるものであります。

なお、本新株予約権は下記2.(8)「新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の業績があらかじめ定める基準に達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

## 2. 新株予約権の発行要領

### (1) 新株予約権の名称

株式会社アルチザネットワークス 2014年度新株予約権

### (2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当ての新株予約権の数

当社取締役 2名 40個

当社従業員 45名 252個

### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり1株とする。

ただし、新株予約権を割当ての日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

### (4) 新株予約権の総数

292個とする。

上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当ての新株予約権の総数が減少したときは、割当ての新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

### (5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (7) 新株予約権の権利行使期間

平成26年10月31日から平成27年9月30日までとする。

### (8) 新株予約権の行使の条件

① 当社の平成26年7月期の監査済みの連結損益計算書における売上高が18億5千万円を30%以上上回ること。

② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人による権利行使は認めない。

### (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(9)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件  
上記(8)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項  
上記(10)に準じて決定する。

- (13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権の割当日  
平成25年11月29日
- (15) 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。